

## 差止請求書

2022（令和4）年10月20日

〒158-0097

東京都世田谷区用賀3-22-9 1F

株式会社悠優コスメティックス 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付いたします。本書面が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対し、本書面到達後2週間以内に文書にて貴社のご対応をご回答ください。

なお、本差止請求書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

(請求の要旨)

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、貴社の販売する「希乃屋オールインワンジェル」を一定期間で自動でお届けする「定期コース」(以下、「本件定期コース」という。)の解約方法について、やむを得ない場合を除きLINEでの手続きが必要となる趣旨の条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、本件定期コースの解約方法について、LINE以外での手続きによる場合には、身分証明書の開示が必須となる条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。

(紛争の要点)

- 1 本件定期コースの解約方法について

貴社が営む「悠優SHOP」の利用規約では、「希乃屋オールインワンジェル」の本件定期コースの解約方法について、LINEをインストールできない携帯端末しか持っていない場合や携帯を持っていないというやむを得ない場合を除きLINEによる方法に限定しております。また、やむを得ない場合には電話、メール、FAXによる解約を認めるものの、LINE以外での手続きによる場合には身分証明書の開示が必須としております。

- 2 消費者契約法10条に該当し無効となること

消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

民法においては、解約などの意思表示を申し入れる方法には特に限定はあ

りません。したがって、本件定期コースの解約方法を、やむを得ない場合を除いてLINEによる手続きに限定することや、LINE以外での手続きによる場合には身分証明書の開示が必須とすることは、民法の規定の適用の場合に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重しております。

そして、LINEによる解約の場合、たとえLINEをインストールできる携帯端末を所持していたとしても、LINEや携帯端末の操作に不慣れた消費者の場合には、解約自体が困難な作業であり、解約の申込まで至らないおそれもあります。

また、LINE以外の手続きによる解約の際に、身分証明書の開示が必須とすることは、開示した身分証明書が不正利用されるのではないかと考える消費者に解約自体を躊躇させるおそれがあります。

したがって、本件定期コースの解約方法は、消費者による本件定期コースの解約を不当に制限しているものであり、消費者が契約上認められるべき解約手続が取れずに意思に反して契約を存続させられ、購入する意思のない商品の代金を支払い続けなければならないおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

よって、貴社が、本件定期コースの解約方法を、やむを得ない場合を除きLINEに限定すること、LINE以外に手続きによる解約の場合には身分証明書の開示が必須となることは消費者契約法10条に該当し無効となります。

### 3 まとめ

以上により、当法人は貴社に対し、請求の要旨のとおり請求をいたします。

(訴えを提起する予定の裁判所

宇都宮地方裁判所